

# 令和8年度議会活性化特別委員会(第8回)会議録

会議日時 令和8年5月11日(月)11時12分～12時7分  
場 所 白石町役場 3階資料室  
参 集 者 議会活性化特別委員会委員7名  
(吉岡正博委員長、重富副委員長、前田委員、中村委員、友田委員、南里委員、溝上広行委員)  
事務局(藤松補佐、島ノ江)

## 1 開会(吉岡委員長)

## 2 協議事項

### (1) 自由討議の要綱作成について

- ・全員参加への抵抗感があることや、関心に応じて柔軟に参加してもらった方がいいという意見から、まずは自由参加として運用を開始し、総合計画のような重要な議題については、議長が必要に応じて全員協議会として開催することも可とする。  
⇒白石町議会会議規則第120条の規定を引用せず、開催方法(第3条)と出席・欠席の扱い(第4条)について、自由参加を基本方針として再度検討する。
- ・開催の申し出要件は、本人+賛同者1名以上とし、動議を提出する場合の要件と同じとする。
- ・議事録の作成及び公開(第7条)に関して、会議の出席者名は明記するが、発言内容について個人を特定しない形式とするため、発言者名は明記しないこととする。現行案の7条は「個々の議員は匿名」と読めるため、整理が必要。
- ・内容的に、規則に準じる「要綱」ではなく、手順や方法を示す「要領」の方が実態に合っているのではないか。

### (2) 議案提出議員の反問権の条例案について

- ・議会基本条例第8条に第3号として、「議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は議長又は委員長の許可を得て、議員(委員長を含む。)提出議案や議員修正案に対して意見を述べることができる」旨の規定を追加する。  
このため、元々3号だった「文書質問」は4号へ繰り下げ。  
参考にした西脇市の条例では、意見陳述の主体が「市長」に限定されていたが、当町では反問権の対象が教育長や農業委員会会長等も含むため、「町長等」と広く規定することとする。
- ・第12条の次に「第12条の2」として、議案を提出した議員が質問議員に対して反問できる権利を新たに追加する。
- ・条例改正案は、議会運営委員会に諮る。

### (3) 議会基本条例の検証

- ・検証結果やこれまでの会議で出た意見を要約した資料に基づき、次回委員会では、優先的に取り組むべき課題を5～6項目ピックアップする。

### (4) その他

- ・次回の開催日程について  
6月議会会期中

### 3 閉会(重富副委員長)